

労働者災害補償保険法施行規則の一部を改正する省令案要綱

第一 職場意識改善助成金の支給要件の追加等

職場意識改善助成金の支給に当たり、労働者災害補償保険法施行規則（昭和三十年労働省令第二十二号）第二十八条第一号ロの規定に基づき作成が求められる労働時間等の設定の改善のための措置を記載した計画として、情報通信技術を活用した在宅勤務（一週間に一日以上在宅勤務を行うものに限る。）を可能とする措置を記載した計画を追加するとともに、当該計画を届け出た場合の支給の認定は、厚生労働大臣が行うものとする。

第二 施行期日

この省令は、平成二十六年四月一日から施行するものとする。